

生産行程管理業務規程

令和 3 年 3 月 8 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒088-1592）

ホッカイドウアッケシグンハマナカチョウトウフツ
北海道 厚岸郡 浜中町 湯沸 445番地

名称（フリガナ）：ハマナカスイサンブツシンコウキョウギカイ
浜中 水産物 振興協 議会

代表者（又は管理人）の氏名及び役職： 会長 上野 仁

ウェブサイトのアドレス：—

2 農林水産物等の区分

区分名：第 4 類 水産物類

区分に属する農林水産物等：前 2 号に掲げるもの以外の水産動物類（うに）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ハマナカヨウショク
浜中 養殖 うに

Hamanaka Youshoku Uni

4 明細書の変更

浜中水産物振興協議会（以下「協議会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

(1) 構成員への周知・指導等

協議会は、構成員に対し、明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 浜中漁業協同組合及び散布漁業協同組合（以下「各漁協」という。）は、漁場及び養殖カゴの割り当て状況、漁業者への人工種苗配布状況及び漁業者の給餌状況等を記録し保管する。

イ 各漁協は、出荷規格を満たすものを荷受けし、漁業者ごとの荷受数量等を記録し保管する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（1）に記載の手順について、定期的にその妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、構成員が明細書に記載された生産の方法を遵守していないことが判明した場合には、当該構成員に対し指導または警告等を行う。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、5の(1)の周知の際、地理的表示である「浜中養殖うに」等及びGIマークの使用に係る以下の内容について周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産されたもののみ、地理的表示である「浜中養殖うに」等及びGIマークの使用が可能であること
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「浜中養殖うに」等と併せて使用すること
- (3) GIマークは、定められた規定に基づいたデザインとすること

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、構成員が地理的表示である「浜中養殖うに」等及びGIマークの使用に係る違反が判明した場合には、違反した構成員に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該構成員に対し、地理的表示である「浜中養殖うに」等及びGIマークの使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記6及び8に関して、「浜中養殖うに」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

各漁協は、次の資料を、作成日又は取得日から5年間、保存するものとする。

- (1) 各漁協が5の(1)において記録した資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

